

## 静岡県賃貸住宅供給促進計画

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項に基づき、静岡県賃貸住宅供給促進計画を以下のとおり定める。

### 1. 区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

#### (1) 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号。以下「法」という。)第2条第1項第1号から第5号までに定める者及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号)第3条第1号から第10号までに定める者とする。また、同条第11号の規定に基づき、妊婦のいる世帯、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設等退所者、LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー)、UIJターンによる転入者のほか、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者を住宅確保要配慮者とする。

#### (2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

##### ① 公的賃貸住宅

住生活基本法第17条第1項の規定に基づく静岡県住生活基本計画に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他の公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

##### ② 法第10条第5項に規定する登録住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

### 2. 目標を達成するために必要な事項

#### (1) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

住生活基本法第17条第1項の規定に基づく静岡県住生活基本計画を踏まえ、既存の公的賃貸住宅ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間の連携の下で推進する。

#### (2) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

今後検討する。

### 3. 計画期間

平成30年3月28日から当分の間とする。